

「(次期) 北九州市障害者支援計画」について

1 計画の性格・法的位置づけ

(1) 3つの法定計画

「市町村障害者計画」、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」を包含する計画。本市における障害福祉施策に関する計画

①北九州市障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく、市町村における「障害者のための施策に関する基本的な計画」

②北九州市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項及び第6項に基づく、市町村における「障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画」

③北九州市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に基づく、市町村における「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する計画」

(2) 基本計画での位置づけ

市の基本構想・基本計画に基づく障害福祉分野の計画

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
<p>「(次期) 北九州市障害者支援計画 (①+②+③)」</p> <p>○ 「①市町村障害者計画」と「②市町村障害福祉計画」及び「③市町村障害児福祉計画」を包含</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">① 北九州市 障害者計画</p> <p>○ 計画期間：令和6年度～令和11年度</p> <p>○ 本市の将来の障害者施策を推進するための基本計画と位置づけ、障害福祉全般（福祉サービス、防災対策、雇用、社会参加等）について幅広い分野の事項を規定</p> </div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">連 携</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">② 北九州市 障害福祉計画</p> <p>○ 第7期 令和6年度～令和8年度</p> <p>○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制等を規定</p> <p style="text-align: center;">③ 北九州市 障害児福祉計画</p> <p>○ 第3期 令和6年度～令和8年度</p> <p>○ 児童福祉法に基づく障害児の支援の提供体制等を規定</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>※国において、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の計画期間については、これまでどおり3年を基本としつつ柔軟な期間設定が可能とされた。ただし、国が改訂した新しい指針と乖離が生じた場合等は計画期間中であっても見直しが必要となる。</p> </div>					

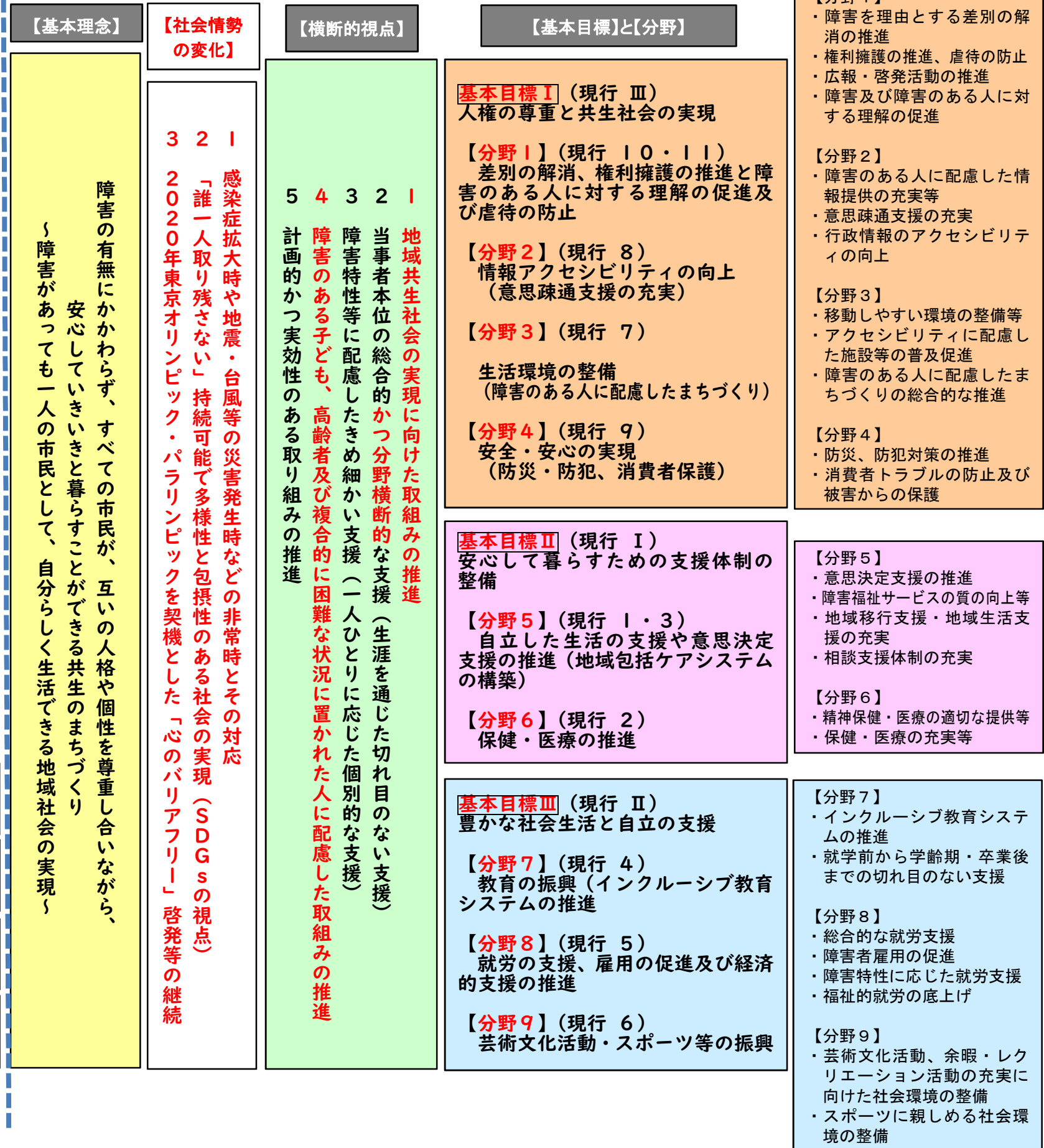
「北九州市障害者計画」の体系や施策分野の見直し

※赤字は現行計画からの変更箇所、
現行計画と次期計画の対応する分を同色で色分け。

【現行計画】 計画期間：平成30年度～令和5年度



【次期計画（案）】 計画期間：令和6年度～令和11年度



番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
分野	2. 保健・医療の推進				6. 保健・医療の推進
基本的な考え方	<p>障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。</p> <p>特に、医療的ケアを必要とする障害のある人や、難病患者に関する施策を推進します。</p>			<p>障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。</p> <p>特に、医療的ケアを必要とする障害のある人や、難病患者に関する施策を推進します。</p> <p>また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行います。</p> <p>加えて、入院中の精神障害のある人の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進め、地域への円滑な移行・定着が進むよう切れ目のない退院後の支援に関する取組みを行います。</p>	<p>精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行う。また、入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進める。また、精神障害者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援に関する取組を行う。</p> <p>障害者が身近な地域に必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。</p> <p>また、優れた基礎研究の成果による革新的な医薬品等の開発を促進するとともに、最新の知見や技術を活用し、疾病等の病因・病態の解明、予防、治療等に関する研究開発を推進する。さらに、質の高い医療サービスに対するニーズに応えるため、AIやICT、ロボット技術の活用等による革新的な医療機器の開発を推進する。</p> <p>あわせて、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進める。〔6:基本的考え方〕</p>
施策の方向性	(4) 難病に関する保健・医療施策の推進				
2-(4)-1	難病患者の医療費助成等	<p>難病に関する医療の普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。</p> <p>また、小児慢性特定疾病児童等についても、その家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。</p>	<p>難病相談支援センター</p> <p>子育て支援課</p>	<p>難病に関する医療の普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。</p> <p>また、小児慢性特定疾病児童等についても、その家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。</p>	<p>難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行う。〔6-(5)-3〕</p> <p>長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがある疾病であって、療養のために多額の費用を要するものに対し、健全育成の観点から、その疾病にかかっている患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行う。〔6-(5)-4〕</p>

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
2-(4)-2	難病患者等の在宅療養の支援推進	難病患者等に対し、総合的な相談や支援を行うとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者等及びその家族の生活の質の向上を図ります。	難病相談支援センター 子育て支援課	小児慢性特定疾病児童等を含めた難病患者等に対し、総合的な相談や支援を行うとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者等及びその家族の生活の質の向上を図ります。	<p>難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る。[6-(5)-2]</p> <p>難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を実施するため、各種相談支援事業やピアサポート等を行う難病相談支援センターを中心とし、難病診療連携拠点病院、地方公共団体等の様々な関係者間での連携を推進し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行う。[6-(5)-5]</p> <p>小児慢性特定疾病児童等においては、幼少期から慢性的な疾病にかかっており、長期にわたり療養が必要なことから、社会との接点が希薄になり、社会生活を行う上での自立が阻害されているため、地域の実情に応じた相談支援等の充実により社会生活への自立の促進を図る取組を行う。[6-(5)-6]</p> <p>難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、障害者総合支援法の対象疾病の拡大を図っていくとともに、各地方公共団体において、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図る。[6-(5)-7][7-(5)-8:再掲]</p>
—	—	—	—		<p>難病患者の実態把握、病因・病態の解明、画期的な診断・治療法の開発を推進するとともに、診断基準・治療指針の確立及び普及を通じて、難病患者が受ける医療水準の向上を図るため、幅広い難病の研究を推進する。[6-(5)-1]</p>

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
分野	3. 地域包括ケアシステムの構築(地域生活支援、相談体制の充実)				7. 自立した生活の支援・意思決定の推進
基本的な考え方	障害のある人が、自らが望む場所において日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けて、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。			<p>障害のある人が望む暮らしを実現できるよう自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けられることのできる体制を構築します。</p> <p>また、障害のある人の地域移行を一層推進し、障害のある人が必要ときに必要な場所で、適切な支援を受けられるような取り組みを進めることで、障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。</p>	<p>障害者の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けられることのできる体制を構築する。</p> <p>また、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要ときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。</p> <p>さらに、障害者及び障害のある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のある子どもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、アクセシビリティ向上に資する機器の研究開発、障害福祉人材の育成・確保等に着実に取り組む。〔7:基本的考え方:再掲〕</p>
施策の方向性	(2) 相談支援体制の充実				
3-(2)-6	難病患者やその家族の支援	<p>難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、北九州市難病相談支援センターを拠点に、難病患者の相談・支援を行います。</p> <p>また、難病患者やその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援をはじめ、情報提供や啓発、医療相談会等の取り組みを実施します。</p>	難病相談支援センター	<p>難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、<u>難病相談支援センターを中心とした関係機関との連携を強化し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行います。</u></p> <p>また、難病患者やその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援をはじめ、情報提供や啓発、医療相談会等の取り組みを実施し、<u>地域交流活動の促進などを行います。</u></p>	<p>難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る。〔6-(5)-2〕</p> <p>難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を実施するため、<u>各種相談支援事業やピアサポート等を行う</u>難病相談支援センターを中心とし、難病診療連携拠点病院、地方公共団体等の様々な関係者間での連携を推進し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行う。〔6-(5)-5〕</p>
3-(2)-7	北九州市難病対策地域協議会の開催	<p>難病患者やその家族をはじめ、医療・福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援の課題を共有し、支援体制について協議を行います。</p>	難病相談支援センター	<p>難病患者やその家族をはじめ、医療・福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援体制に関する課題について情報を共有し、<u>地域の実情に応じた支援体制について協議を行います。</u></p>	<p>難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、難病相談支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行う。〔7-(2)-6〕</p>

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)	所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)	
分野	5. 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進			9. 雇用・就業、経済的自立の支援	
基本的な考え方	<p>障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成などを図ります。また、一般就労が困難な人に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。</p> <p>さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害のある人に対する経済的支援を推進します。</p>		<p>障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成などを図ります。また、一般就労が困難な人に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。</p> <p>さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害のある人に対する経済的支援を推進します。</p>	<p>障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る。また、一般就労が困難な者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する。</p> <p>さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援する。 [9:基本的考え方]</p>	
施策の方向性	(3) 障害特性に応じた就労支援				
5-(3)-2	就労支援の充実と就労後の定着支援	<p>障害のある人、特に精神障害・発達障害のある人や難病患者が、一般就労に伴う生活面の様々な課題に対応できるよう、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。</p> <p>また、事業所や家族との連絡調整等を進め、就労支援の充実と就労後の定着支援等により雇用拡大と就労定着を促進します。</p>	<p>精神保健・地域移行推進課</p> <p>障害者支援課</p> <p>障害福祉企画課</p> <p>難病相談支援センター</p>	<p>障害のある人、特に精神障害・発達障害のある人や難病患者が、一般就労に伴う生活面の様々な課題に対応できるよう、就労支援機関が医療機関等の関係機関と十分な連携を図りつつ、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。</p> <p>また、事業所や家族との連絡調整等を進め、就労支援の充実と就労後の定着支援等により雇用拡大と就労定着を促進します。</p>	<p>職場内で精神・発達障害のある同僚を見守る精神・発達障害者しごとサポーターの養成講座を開催するなどにより精神障害に関する事業主等の理解を一層促進するとともに、精神・発達障害者の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者等の雇用拡大と定着促進を図る。その際、精神障害者に対する就労支援に当たっては、医療機関等と十分な連携を図るほか、発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援の強化を図る。[9-(4)-2]</p>

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)	所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)	
分野	11. 広報・啓発の推進(障害のある人に対する理解の促進)			総論部分5. 施策の円滑な推進	
基本的な考え方	障害のある人と障害のない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害や障害のある人、その障害特性や必要な配慮等に関する理解を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。		障害のある人と障害のない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害や障害のある人、その障害特性や必要な配慮等に関する理解を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。	障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。その際、効果的な情報提供や、国民の意見の反映に努めるとともに、障害当事者以外に対する訴求も重要であることに留意する。〔(2)②理解促進等に当たり配慮する事項〕	
施策の方向性	(2) 障害及び障害のある人に対する理解の促進				
11-(2)-2	障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進	知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。	障害福祉企画課 精神保健・地域移行推進課 精神保健福祉センター 地域リハビリテーション推進課 難病相談支援センター 認知症支援・介護予防センター	知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。	知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害など、より一層の国民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図る。〔(2)①重点的に理解促進等を図る事項〕